

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

かつらぎ町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

3 地域再生計画の区域

和歌山県伊都郡かつらぎ町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、昭和55年には24,496人だったが、減少を続けており、住民基本台帳によると令和5年3月31日現在で15,815人まで落ち込んでいる。

第2期かつらぎ町人口ビジョンにおける、令和元年6月に国から提供された新しい人口推計ワークシートを用いた推計「Aパターン（社人研推計準拠）」では、令和27年には総人口が9,553人となる見込みである。

年齢3区分人口の推移では昭和55年から令和2年にかけて、一貫して0-14歳人口（5,001人→1,643人）と15-64歳人口（16,207人→7,867人）は減少傾向、65歳以上人口（3,288人→6,425人）は増加傾向となっており、少子高齢化が進行している。

自然動態をみると、出生数は平成28年以降100人を下回り、令和4年には66人となっている。その一方で、死亡者数は令和4年には292人と増加しており、出生数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲226人（自然減）となっている。

社会動態をみると、令和4年では転出者（396人）が転入者（382人）を上回る社会減（▲14人）だったが、京奈和自動車道や一般国道480号鍋谷峠道路（府県間トンネル）の開通による交通アクセスの改善により、改善の傾向がみられる。

将来的に人口の減少が続くことは、労働力人口の減少にもつながり、町における住民生活、地域経済、地域産業、自治体運営等に次のような大きな影響を与えると考えられる。

(1) 高齢化の進展による影響

本町は、比較的早く高齢化が進んでおり、既に高齢化率は4割を超える水準となっている。高齢者人口は微増から微減となる一方で、総人口の減少にともない、年少人口割合が1割程度であることも考慮すると、生産年齢人口とそれ以外の人口比はほぼ1対1であり、1人が1人を支えなくてはならない状況となっている。

すでに、中山間地域では、過疎化が進展し、地域コミュニティ機能が低下した、いわゆる限界集落や高齢者集落があるが、地域の機能低下がこれまで以上に広がることも考えられる。

特に、高齢者人口の中でも、後期高齢者の比率が高まることにより医療や介護などの社会保障費が増加し、それを支えるための負担も増大することが見込まれる。また、老々介護世帯の増加や孤立する一人暮らし高齢者、自家用車を利用できなくなった高齢者の移動手段の確保といったこともこれまで以上に大きな問題となることが予想される。

(2) 少子化の進展による影響

第2期かつらぎ町人口ビジョンにおける人口推計「Aパターン（社人研推計準拠）」においては、14歳以下の年少人口は2020年で約1,600人、2030年で約1,300人、2040年で約1,100人に減少することが予想されている。

学校教育においては、学校の小規模化が進み、子どもたちが切磋琢磨し合う機会の減少、集団学習の実施に制約が出るなど、その機能を十分に発揮することが困難となる。

また、子ども会やPTA活動など、子ども達や学校を中心とした活動が減少し、地域住民と教育現場、あるいは、地域内の連携が弱まることが予想される。

(3) 地域生活への影響

利用人口が減少することで、スーパーや各種小売店、金融機関等の規模の縮小や撤退・廃業が予想されるとともに、それに伴い地域での雇用の場が減少することが考えられる。

一部の中山間地域では、すでに買い物場所や介護サービスの選択肢が少なくなっているが、スーパーやホームセンター等が立地した比較的恵まれた地域においても、将来的には店舗数の減少による利便性の低下につながる恐れがある。

また、こうした利便性の低下が若年層の転出につながる可能性がある。

さらに、地域活動の担い手が減少することで自治会活動や消防団活動など、地域の自主的なコミュニティ活動が減少し、地域の祭りや伝統行事などの運営や継続が困難となることが考えられる。

(4) 町財政への影響

生産年齢人口の減少による、住民税等の税収の減少が見込まれ、また地方交付税についても人口の減少による影響を受け、減収となる。

公共施設や道路、上下水道等の公共インフラの維持管理についても、利用人口が減少することで、施設の維持管理費等の行政負担が過大となっていくことが考えられる。

将来的には、生活・福祉サービスなどを一定のエリア内に集約したコンパクトで持続可能なまちづくりなども含め、長期的な視点での検討が求められる。

これらの課題に対応するため、本計画においては次の5つの基本目標を掲げ、地域産業の活性化、交流人口の拡大、子育て環境・定住環境の整備等に取り組み、転出の抑制、移住・定住の推進、地域の活性化を図る。

- ・基本目標Ⅰ 産業振興による雇用の場を創出する
- ・基本目標Ⅱ 地域経済・地域活力につながる交流人口を拡大する
- ・基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てていくことのできる環境をつくる
- ・基本目標Ⅳ 安全・安心な定住環境をつくる
- ・基本目標Ⅴ 時代にあった地域をつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	従業員数 ※1	7,009人	7,100人	基本目標Ⅰ
ア	雇用・就業環境の整備 に対する住民満足度 ※2	8.0%	8.8%	基本目標Ⅰ

イ	観光入込客数	1,461,483人	1,600,000人	基本目標Ⅱ
ウ	出生数	91人	66人	基本目標Ⅲ
エ	健康寿命の延伸 ※1	男性 78.97歳 女性 83.83歳	男性 79.78歳 女性 84.55歳	基本目標Ⅳ
エ	75歳以上人口に占める 要介護認定者の割合 ※2	32.5%	30.6%	基本目標Ⅳ
オ	協働のまちづくり活動 回数	73回	300回	基本目標Ⅴ

※1 2024年8月までに実施した事業の効果検証に活用。

※2 2024年8月以降に実施する事業の効果検証に活用。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

かつらぎ町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業

ア 産業振興による雇用の場を創出する事業

イ 地域経済・地域活力につながる交流人口を拡大する事業

ウ 安心して子どもを産み育てていくことのできる環境をつくる事業

エ 安全・安心な定住環境をつくる事業

オ 時代にあった地域をつくる事業

② 事業の内容

ア 産業振興による雇用の場を創出する事業

若者が就労を希望するような産業振興によって雇用環境を創出し、就職に伴う転出抑制・転入増加を図ることで、若年層の人口流出の抑制、

ならびに転入増加を図る。

【具体的な取組】

- ・ 農業生産基盤の整備・充実
- ・ 商工業の振興 等

イ 地域経済・地域活力につながる交流人口を拡大する事業

定住人口が減少傾向にあるなか、観光客や地域への滞在者といった交流人口を拡大させることで、町全体の産業の活性化を図るとともに、観光交流から移住・定住への展開も視野に入れた取り組みを進める。

【具体的な取組】

- ・ 情報発信と受け入れ体制の整備
- ・ 大学等との連携
- ・ 移住・定住の促進に向けたPR強化 等

ウ 安心して子どもを産み育てていくことのできる環境をつくる事業

子育て世代が安心して結婚・出産・子育てができる定住環境や教育環境を整えることにより、子育て世代の定住を促進する、住み良いまちづくりを推進する。

【具体的な取組】

- ・ 妊娠から出産・子育て期までの切れ目ない支援体制の強化
- ・ 子どもの「生きる力」を育める教育の実現 等

エ 安全・安心な定住環境をつくる事業

地域で支え合うコミュニティの充実や高齢化社会に対応した生活基盤の整備、医療・福祉の充実に加え、防災・防犯体制を強化することで安全で安心な定住環境づくりを進める。

【具体的な取組】

- ・ 都市基盤の整備
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ コミュニティ組織の啓発等の推進
- ・ 地域医療体制の充実
- ・ 緊急連絡体制の強化
- ・ 消防体制の充実 等

オ 時代にあった地域をつくる事業

町内の地域間交流の拡大とともに、人口減少社会に対応したコンパクトで活力あるまちづくりを地域住民との協働により推進し、時代にあった地域づくりを進める。

【具体的な取組】

- ・ 社会参加・交流機会の充実
- ・ まちづくりへの住民参加 等

※ なお、詳細はかつらぎ町デジタル田園都市国家構想総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

3,010,000千円（2020年度～2027年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度、3月末時点におけるK P Iの達成状況を把握し、実施した事業については、外部有識者で構成する協議会において、取組状況の点検及び評価を実施する。また、議会（毎年9月実施）にて効果検証を行い、必要に応じて取組方針の見直しを行う。検証結果は本町公式W E Bサイト上にて公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2028年3月31日まで

6 計画期間

2020年4月1日から2028年3月31日まで